

# 令和4年度 知内町空家等利用促進支援事業

【趣旨】 空き家の有効活用を図ることを目的に、**北海道空き家情報バンクへの登録**を行い、**家財道具等（※1）の処分や周辺環境整備（※2）**に係る費用の一部を補助します

【補助額】 **対象経費の1/2（上限30万円）**

補助金の交付は、同一所有者等及び空家等に対して1回限りです

（※1） 家財道具等 空家等に残存する家具、器具、衣類等

（※2） 周辺環境整備 空家等周辺に残存する敷地内のゴミ、樹木、草刈等



○補助の対象となる空家等は以下のとおりです

予算上限に達した時点で終了（先着受付順）

- (1) 町内に存し、居住の用に供する住宅として活用できる又は活用が見込まれる空家等であること
- (2) 概ね1年以上居住がない又はその他の使用実績がないこと
- (3) **登記が済んでいる空家等であること**
- (4) **3親等以内の親族への売却又は賃貸でないこと**

○補助の対象となる方は、以下の条件のすべてに該当する必要があります

- (1) 空家等の所有者等
- (2) 補助対象者が属する世帯全員が町税等に滞納がない者
- (3) 空家等を売却又は賃貸するために**北海道空き家情報バンクに登録する者**
- (4) 空家等の相続人が複数名存在する場合は、相続関係者等全員の同意が得られる者
- (5) 過去にこの事業の補助金又は知内町地域材住宅等助成事業及び知内町ものづくり産業振興条例に基づく補助の交付を受けていない者
- (6) 知内町暴力団排除条例第2条第1号又は第2号及び第3号に規定する者ではない者

○補助金の対象となる経費は、次に該当する経費となります

- (1) 空家等の活用のための**家財道具等の処分及び搬出等に要する経費**
- (2) 空家等の活用のための**周辺環境整備（敷地内のゴミ、樹木伐採、草刈等）に要する経費**

**※補助対象事業は、原則として町内に本店又は営業所等を有する事業者に依頼しなければなりません**

○補助金の申請に必要となる書類は以下のとおりです

- （※）知内町空家等利用促進支援事業補助金交付申請書
- (1) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
  - (2) 処分費、環境整備等に要する費用の見積書
  - (3) 補助対象となる事業の予定箇所の位置及び実施する内容の詳細が確認できる書類
  - (4) 空家等に係る登記事項証明書又は固定資産家屋証明書の写し
  - (5) 空家等の所有者等から管理の委任を受けている者は委任状（別記様式第3号）
  - (6) その他町長が必要と認める書類等